

第96回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年 6 月26日（金曜日）午前10時
開催場所 川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
当社会議室（本館 2 階）

目 次	
第96回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	4
連結計算書類	22
計算書類	24
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	26
会計監査人の監査報告書 謄本	28
監査等委員会の監査報告書 謄本	30
株主総会参考書類	
第 1 号議案 剰余金処分の件	31
第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。） 7 名選任の件	32
第 3 号議案 監査等委員である取締役 2 名 選任の件	37

株 主 各 位

川崎市川崎区大川町2番1号

三菱化工機株式会社

取締役社長 高 木 紀 一

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 川崎市川崎区大川町2番1号
当社会議室（本館2階）

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第96期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（自2019年4月1日至2020年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権の行使について

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kakoki.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kakoki.co.jp>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、民間設備投資は堅調であり、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費も底堅く推移する等、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中貿易摩擦の長期化等による先行き不透明感が強まったことに加え、年度末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う国内外の経済活動の停滞により、景気は急速に悪化しました。

このような事業環境の下、当社グループは、当期を初年度とする3ヵ年の新たな中期経営計画（2019年度～2021年度）を策定し、最重要課題である営業利益の確保に向けて、受注の確保、コスト改善、次世代成長分野事業への対応、業務効率化、経費節減等を重要な取り組み方針として事業活動を展開し、業績向上に努めてまいりました。また、当社グループ内組織再編を実施し、当社グループにおけるメンテナンス事業の一層の強化及び経営リソースの最適化を推進してまいりました。

当連結会計年度の受注高は、エンジニアリング事業において増加し、626億39百万円（前年度比26.1%増）となりました。

売上高は、前年度の受注高の増加を反映し、450億62百万円（前年度比18.0%増）となりました。

損益面では、売上高の増加による売上総利益の増加、見積設計費をはじめとする販売費及び一般管理費の減少等により、営業利益は22億22百万円（前年度は10億97百万円）、経常利益は24億12百万円（同12億67百万円）となりました。また、投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は18億60百万円（同11億10百万円）となりました。

また、当社単体では、受注高は、465億41百万円（前年度比18.4%増）、売上高は、319億28百万円（同9.3%増）、営業利益は11億8百万円（前年度は4億40百万円）、経常利益は14億55百万円（同8億69百万円）となり、当期純利益は12億61百万円（同9億41百万円）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、上記の業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、前期に比べ1株につき10円増配し、60円といたしたいと存じます。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

エンジニアリング事業部門

エンジニアリング事業では、顧客ニーズの掘り起こしと引き合い案件の増加を図り、民間向け各種プラント・装置及び官公庁向け下水処理装置の受注確保に努めました。また、中期経営計画において成長分野として位置付けているクリーンエネルギー及びバイオガス関連の技術の拡充・強化、並びに海外プラント案件の開拓に取り組んでまいりました。

受注高は、海外向け大型化学工業用プラントを獲得し、国内においても民間向け各種プラント・装置及び官公庁向け下水処理装置等の成約を重ねることができ、また、プラントメンテナンス工事も増加しましたため、510億81百万円（前年度は364億29百万円）と前年度を40.2%上回りました。

売上高は、316億24百万円（前年度は259億25百万円）と前年度を22.0%上回りました。

単体機械事業部門

単体機械事業では、主力製品である三菱油清浄機の拡販と各種単体機械の提案型の営業活動を展開し、受注確保に努めてまいりました。また、成長分野として位置付けている船舶環境規制対応機器等の製品開発と市場投入を引き続き推進いたしました。

受注高は、主力の三菱油清浄機及び各種単体機械ともにほぼ前年度並みとなりましたが、船舶環境規制対応機器であるSOx（硫黄酸化物）スクラバーの新規案件が前年度に比べ減少し、また、昨年4月1日付で実施したグループ内組織再編に伴い、四日市・鹿島両工場の工事業業の期初受注残高を単体機械事業部門からエンジニアリング事業部門へ移行したことに伴う減額等がありましたため、115億57百万円（前年度は132億64百万円）と前年度を12.9%下回りました。

売上高は、134億38百万円（前年度は122億54百万円）と前年度を9.7%上回りました。

（企業集団の事業部門別受注・売上の状況）

部 門	摘 要	受 注 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
エンジニアリング事業	都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等	百万円 51,081 (36,429)	% 81.5 (73.3)	百万円 31,624 (25,925)	% 70.2 (67.9)
単 体 機 械 事 業	油清浄機、船舶環境規制対応機器、各種分離機・汙過機、海水取水用除塵設備、攪拌機等	11,557 (13,264)	18.5 (26.7)	13,438 (12,254)	29.8 (32.1)
合 計		62,639 (49,693)	100.0 (100.0)	45,062 (38,179)	100.0 (100.0)

- (注) 1. () 内は、前連結会計年度（第95期）の実績を示しております。
2. 当連結会計年度末受注残高は、577億84百万円であり、前年度末残高402億7百万円に比較して、175億76百万円の増加となっております。
3. 当連結会計年度より、昨年4月1日付で実施したグループ内組織再編に伴い、従来、単体機械事業に含めていた四日市・鹿島両工場の工事業業をエンジニアリング事業に含めることといたしました。これにより、前連結会計年度の数値は、上記変更後の数値を記載しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額 3 億 49 百万円（リース資産を含む。）であります。主なものは、生産管理システムの更新及び工場用機械設備の取得であります。

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入をもって充当しております。当社は、所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 事業再編等の状況

- ①当社は、2019年 4 月 1 日を効力発生日として、当社の四日市及び鹿島両工場の工事事業の権利義務並びにプラント事業のアフターサービス事業（小型水素製造装置関連工事を除く。）の権利義務を、化工機プラント環境エンジ株式会社に承継させる吸収分割を行いました。
- ②当社は、2019年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社菱化製作所の油清浄機営業販売の代理店事業に関する権利義務を、当社が承継する吸収分割を行いました。
- ③当社の子会社である化工機プラント環境エンジ株式会社及び株式会社菱化製作所は、2019年 4 月 1 日を効力発生日として、化工機プラント環境エンジ株式会社を存続会社とし、株式会社菱化製作所を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染が世界で一段と広がり、その終息が見通せない中で、企業や個人の経済活動が急速に縮小しており、景気の先行きは過去に例を見ない極めて厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、当社を取り巻く事業環境に細心の注意を払いつつ、引き続き 3 ヶ年の中期経営計画の骨子である①差別化技術を持つ成長事業中心の企業体への変革、②利益指標を最重視し安定的な高収益体制を構築、③グループ経営促進による連結収益力の向上に沿って、事業を展開してまいります。

今後の具体的な取り組み課題は次のとおりです。

①営業利益の確保

当社グループは、引き続き最重要課題である営業利益の確保に向けて、受注の確保及びコスト改善に努めてまいります。新型コロナウイルスの感染拡大の経済への影響は計り知れず、今後の設備投資減少とそれに伴う受注環境の変化は避けがたいものと見込まれますが、きめ細かな営業活動を通じて顧客ニーズを掘り起こし、当社の施工実績や強みのある技術の活用と工事採算の確保を重要視した案件の選別・取り組みを行い、重要案件の必注と新規顧客・案件の開拓・獲得に努めるとともに、メンテナンス及びアフターサービス案件への取り組みをより一層強化してまいります。また、手持工事及び進行中の工事の工程管理、納期管理及び品質管理にこれまで以上に注力し、工事採算の改善・確保に努めてまいります。

②次世代成長分野の推進

クリーンエネルギー関連、バイオガス利活用及び船舶環境規制対応機器を次世代成長分野として、研究開発投資を継続していくとともに、新製品のより一層のレベルアップと新規分野への取り組みを進めてまいります。クリーンエネルギーにつきましては、既存製品である都市ガス利用の水素製造装置に加え、風力や太陽光発電等の再生エネルギーを用いた水の電気分解による水素製造や水素発電等の研究開発を継続し、「水素社会」の実現を目指した取り組みを進めてまいります。バイオガス利活用につきましては、引き続き「高効率消化システム」実証の取り組みと拡販・普及に向けた取り組みを進めてまいります。船舶環境規制対応機器につきましては、SOx（硫黄酸化物）スクラバーの顧客ニーズ及び市場動向への的確な対応を進めてまいります。

③企業体質の強化

全社的には、業務効率化、間接コストの改善、財務体質の強化等による企業体質の強化施策を継続してまいります。併せて、前年度に導入した新しい人事制度に基づいた成果・実力主義を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、働き方改革への取り組みをより一層推進することにより、生産性の向上と緊急時における事業継続に向けた取り組みの強化を図ってまいります。加えて、事業遂行に必要な人員・人材の確保・充実、人材育成プログラムの策定、技術・技能の継承につきましても、引き続き重要課題として取り組んでまいります。

また、モノづくりとエンジニアリングを行う企業集団として、安全の確保に、より一層注力してまいります。併せて、社会的に信頼される企業集団を目指して、引き続き法令遵守の徹底と、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムの適切な運用に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスにつきましても一層の充実を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第93期	2017年度 第94期	2018年度 第95期	2019年度 第96期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	35,816	38,469	49,693	62,639
売 上 高 (百万円)	36,104	32,336	38,179	45,062
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	976	2,949	1,110	1,860
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	123.53	374.46	141.28	238.57
総 資 産 (百万円)	42,483	44,355	46,217	48,545
純 資 産 (百万円)	17,374	22,197	22,326	21,259

- (注) 1. 当社は、2017年6月29日開催の第93回定時株主総会決議により、2017年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式10株を1株に併合）を実施いたしました。このため、上記の1株当たり当期純利益は、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
2. 前連結会計年度の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しており、第93期及び第94期の総資産の金額につきましては、当該会計基準等を遡及適用した後の金額を記載しております。
3. 2016年度（第93期）は、景気の緩やかな回復基調が続く一方、当社関連業界における設備投資が依然として力強さを欠く中で、厳しい受注競争、期待していた案件の延期、逸注等もあり、受注高は、前年度を16.1%下回り、売上高も、既受注工事の売上寄与が前年度で終了したこと、及び受注高の減少を反映し、前年度を8.1%下回りました。損益面では、売上高の減少に加え、見積設計費や成長分野への研究開発費等の増加等もありましたが、手持工事の採算改善等の結果、営業利益は12億94百万円を確保し、経常利益は13億52百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9億76百万円となりました。
4. 2017年度（第94期）は、景気の緩やかな回復基調が続く中、受注高は、前年度を7.4%上回りましたが、売上高は、前年度の受注高の減少を反映し、前年度を10.4%下回りました。損益面では、売上高の減少による売上総利益の減少により、営業利益は10億18百万円、経常利益は13億円となりました。また、投資有価証券売却益及び固定資産売却益を特別利益に計上したことに加え、これまでの実績及び今後の業績動向を勘案して繰延税金資産を計上した結果、法人税等調整額がマイナスとなりましたため、親会社株主に帰属する当期純利益は29億49百万円となりました。
5. 2018年度（第95期）は、景気の緩やかな回復基調が続く中、受注高は、前年度を29.2%上回り、売上高も、前年度の受注高の増加を反映し18.1%上回りました。損益面では、既設製品の不具合対策に係る引当金を計上したこと等による売上原価率の上昇、一般管理費の増加等もあり、営業利益は10億97百万円、経常利益は12億67百万円となり、また、投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は11億10百万円となりました。
6. 当2019年度（第96期）の事業の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
化工機プラント環境エンジ株式会社	百万円 160	% 100	各種プラント・環境装置の設計、建設、アフターサービス、メンテナンス、維持管理、環境測定、人材派遣、機器製作、据付及び配管、その他工事業務等
化 工 機 商 事 株 式 会 社	百万円 50	100	各種機械販売、建材薬剤販売、厚生サービス、保険
MKK Asia Co., Ltd.	百万パーツ 15	49	東南アジア地域におけるプラント設備の設計、機材調達、建設、メンテナンス、改造工事
MKK EUROPE B. V.	千ユーロ 816	100	欧州における船舶機器装置及び部品の販売並びに保守、補修等サービス業務

(注) 2019年4月1日付で、化工機プラント環境エンジ株式会社は、株式会社菱化製作所を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

①エンジニアリング事業部門

都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等のエンジニアリング及び建設をいたしております。

②単体機械事業部門

油清浄機、船舶環境規制対応機器、各種分離機・汙過機、海水取水用除塵設備、攪拌機等の単体機械の設計・製作・据付・販売をいたしております。

(8) 主要な営業所及び工場（2020年 3 月31日現在）

会 社 名	所 在 地
三 菱 化 工 機 株 式 会 社	本社・川崎製作所（川崎市川崎区大川町 2 番 1 号） 本社営業事務所（川崎市川崎区宮前町 1 番 2 号） 川崎フロントオフィス（川崎市幸区堀川町580番地） 支社（大阪市中央区） 支店（福岡市東区、沖縄県那覇市） 工場（三重県四日市市、茨城県神栖市） 海外営業所（マレーシア） 海外駐在員事務所（台湾、インドネシア）
化工機プラント環境エンジ株式会社	本社（川崎市川崎区大川町 2 番 1 号） 支店（大阪市中央区、福岡市東区） 工場（北九州市八幡西区） 事業所（横浜市磯子区 他13ヶ所）
化 工 機 商 事 株 式 会 社	本社（川崎市川崎区大川町 2 番 1 号） 工場（茨城県神栖市）
MKK Asia Co., Ltd.	本社（タイ）
MKK EUROPE B. V.	本社（オランダ）

(9) 従業員の状況（2020年 3 月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	467 ^名	20 ^名 増
単体機械事業	287	22 減
全社（共通）	119	3 増
合計	873	1 増

（注）全社（共通）として記載されている従業員数は、エンジニアリング事業及び単体機械事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
485 ^名	26 ^名 減	43.2 歳	16.0 年

（注）出向者、退職者及び嘱託 合計108名は含みません。

(10) 主要な借入先（2020年 3 月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,300 ^{百万円}
株式会社横浜銀行	500
明治安田生命保険相互会社	500

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,913,950株
 (3) 株主数 7,714名（前期末比573名減）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	416 ^{千株}	5.42 %
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	416	5.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	342	4.45
三 菱 化 工 機 取 引 先 持 株 会	288	3.76
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	235	3.07
三 菱 商 事 株 式 会 社	235	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	208	2.72
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	192	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	138	1.80
三 菱 化 工 機 従 業 員 持 株 会	126	1.64

- (注) 1. 当社は、自己株式を228,733株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は上記自己株式を控除して計算しております。なお、上記自己株式には「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式（96,508株）は含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 木 紀 一	
取 締 役	中 村 正 男	機械事業本部担当 菱化機械技術（上海）有限公司董事長
取 締 役	田 中 利 一	管理本部担当兼企画本部担当兼営業戦略統括センター長
取 締 役	加 藤 豊	プラント事業本部長兼プロジェクトコントロール室長兼 水素・エネルギープロジェクトセンター担当
取 締 役	井 熊 敏 行	環境事業本部担当
取 締 役	藤 原 久 幸	三菱重工業株式会社執行役員インダストリー&社会基盤 ドメイン副ドメイン長
取 締 役	神 吉 博	神戸大学名誉教授 カンキロータダイナミクスラボ代表
取 監 査 等 委 員 （ 常 勤 ）	山 内 暁	
取 監 査 等 委 員 （ 常 勤 ）	山 口 和 也	
取 監 査 等 委 員	舩 山 卓 三	公認会計士 税理士 ソーラー発電ネットワーク株式会社代表取締役
取 監 査 等 委 員	吉 川 知 宏	弁護士

- (注) 1. 取締役のうち藤原久幸、神吉 博、山内 暁、舩山卓三、吉川知宏の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 舩山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、加藤 豊、井熊敏行、神吉 博の各氏は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査等委員である取締役のうち、山内 暁、山口和也の両氏は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山内 暁、山口和也の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、藤原久幸、神吉 博、舩山卓三、吉川知宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 2020年4月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更しております。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	田 中 利 一	管理本部担当兼企画本部担当

8. 取締役 中村正男氏は、2020年5月1日をもって菱化機械技術（上海）有限公司（菱化貿易（上海）有限公司が2019年10月17日付で社名変更）董事長を退任いたしました。

（ご参考）当社は執行役員制度を導入いたしております。本年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	齋 藤 雅 彦	企画本部長兼企画部長兼営業戦略統括センター副センター長
執 行 役 員	正 木 恵 之	大阪支社長
執 行 役 員	矢 島 史 朗	機械事業本部長
執 行 役 員	出 口 文 紀	管理本部長
執 行 役 員	三 澤 正 治	環境事業本部長

なお、本年4月1日付をもって執行役員の担当の変更を次のとおり行っております。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	齋 藤 雅 彦	企画本部長兼企画部長

（2）当事業年度中に退任した取締役

①退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位
新 下 正 彦	2019年6月27日	任期満了	取締役
伏 本 浩	2019年6月27日	任期満了	取締役
渡 邊 剛	2019年6月27日	任期満了	社外取締役 三菱商事株式会社プラントエンジニアリング本部付
藤 原 久 幸	2020年3月31日	辞任	社外取締役 三菱重工業株式会社執行役員

②退任した監査等委員である取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位
加 藤 豊	2019年6月27日	辞任	取締役・監査等委員（常勤）

（注）加藤 豊氏は、当社の監査等委員である取締役を辞任により退任し、同日をもって当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10 名 (3)	183,715 千円 (6,500)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	45,700 (28,300)
合 計 （うち社外取締役）	15 (6)	229,415 (34,800)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役12百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）7名に対する当事業年度における業績連動型株式報酬引当金の繰入額37,200千円を含めております。
4. 当事業年度に係る役員賞与につきましては、支給しないことといたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 藤原久幸、神吉 博の各氏並びに各監査等委員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 社外役員に関する事項

1) 取締役 藤原久幸

①重要な兼職先と当社との関係

当社は三菱重工業株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、三菱重工業株式会社の執行役員としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

2) 取締役 神吉 博

①重要な兼職先と当社との関係

当社と神戸大学及びカンキロータダイナミクスラボとの間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

2019年6月27日就任以後、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、回転機械振動に関する高度な専門知識や三菱重工業株式会社における研究開発業務及び神戸大学における研究・指導等の経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

3) 取締役（監査等委員（常勤）） 山内 暁

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

2019年6月27日就任以後、当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会10回の全てに出席しました。金融機関に長年勤務した経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

4) 取締役（監査等委員） 船山卓三

①重要な兼職先と当社との関係

当社とソーラー発電ネットワーク株式会社との間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

5) 取締役（監査等委員） 吉川知宏

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。弁護士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 65百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MKK Asia Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の適用に当たり、新基準への移行に伴う会計上の影響調査に関する支援業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、次のとおりであります。

1) 当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。

②社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。

③内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査等委員会又は監査等委員に周知する。

④当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。

⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3) 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。

②緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。

4) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

②職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。

③意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。

④取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務担当を定め、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は自らの担当組織を監督する。

5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。

②当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。

③当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。

6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①当面、社内部門の兼務者が監査等委員会の職務の補助をする。監査等委員会から専任者の配置を求められた場合には、監査等委員会の意向を尊重するものとする。

②監査等委員会の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査等委員会の意見を求め、尊重するものとする。

③監査等委員会の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、監査等委員がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。

②当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。

③当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員会又は監査等委員に対して重要な決裁書類を供覧し、監査等委員会又は監査等委員がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。

②監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。

③内部監査室は、監査等委員会及び監査等委員との情報交換を含め連携を密にする。

④監査等委員がその職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

（内部統制システムの運用状況の概要）

①内部統制システム及びコンプライアンス全般

当社は、取締役会の補佐機能として内部統制委員会を、またその下部組織として内部統制チームを設置しております。これらの委員会・チーム及び内部監査室が、主としてコンプライアンスの観点から、当社グループ全体の内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正性の調査を行うとともに、各部門・各子会社により実施されるチェックの有効性を確認しております。内部統制委員会は、原則毎月1回開催しております。

②リスク管理

当社は、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、各部門・各子会社に対するリスク管理調査を定期的を実施し、リスクの分析やリスクに関する情報の一元管理を行っております。リスク管理委員会は、年に数回開催しております。

③内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社各部門及び各子会社の監査を実施し、その結果を監査等委員会及び取締役会に報告しております。

④子会社の経営管理

当社役員、部門長等が子会社の取締役又は監査役を兼務し監督を行うとともに、毎月開催している経営推進会議等を通じて、経営状況の報告を受けております。

⑤取締役の職務の執行

当社は毎月 1 回以上取締役会を開催しており、当事業年度は17回の取締役会を開催しました。

取締役会では、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、当社は取締役及び部門長等により構成する経営会議を毎月 1 回以上開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。

(注) 本事業報告中のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,789	流 動 負 債	18,588
現金 及 び 預 金	9,263	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,188
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	18,378	電 子 記 録 債 務	2,597
電 子 記 録 債 権	1,394	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,600
製 品	871	未 払 法 人 税 等	617
仕 掛 品	1,879	前 受 金	2,072
材 料 及 び 貯 蔵 品	797	賞 与 引 当 金	748
そ の 他	1,216	役 員 賞 与 引 当 金	24
貸 倒 引 当 金	△11	工 事 補 償 引 当 金	836
固 定 資 産	14,755	受 注 工 事 損 失 引 当 金	214
有 形 固 定 資 産	4,995	そ の 他	1,688
建 物 及 び 構 築 物	2,650	固 定 負 債	8,697
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	628	長 期 借 入 金	1,700
土 地	1,426	P C B 処 理 引 当 金	2
そ の 他	290	役 員 報 酬 B I P 信 託 引 当 金	48
無 形 固 定 資 産	224	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,772
投 資 そ の 他 の 資 産	9,535	そ の 他	174
投 資 有 価 証 券	7,485	負 債 合 計	27,285
繰 延 税 金 資 産	1,883	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	229	株 主 資 本	20,567
貸 倒 引 当 金	△63	資 本 金	3,956
資 産 合 計	48,545	資 本 剰 余 金	4,200
		利 益 剰 余 金	13,001
		自 己 株 式	△591
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	650
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,666
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△252
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,756
		非 支 配 株 主 持 分	41
		純 資 産 合 計	21,259
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	48,545

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

科 目	金 額	金 額
売 上 高	百万円	百万円
売 上 原 価		45,062
売 上 総 利 益		37,523
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,539
営 業 利 益		5,316
営 業 外 収 益		2,222
受 取 利 息 及 び 配 当 金	312	
雑 収 益	72	384
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40	
雑 損 失	154	195
経 常 利 益		2,412
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	276	276
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,689
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	704	
法 人 税 等 調 整 額	82	786
当 期 純 利 益		1,902
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		1,860

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
		百万円			百万円
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		26,293	流動負債		14,039
現金及び預金		8,100	支払手形		211
受取手形		1,114	電子記録債権		2,514
売掛金		11,806	買掛金		4,479
電子記録債権		1,167	1年内返済予定長期借入金		1,600
製品		861	未払金		641
仕掛品		1,445	未払費用		192
材料及び貯蔵品		678	未払法人税等		323
前渡金		62	前受金		1,973
前払費用		50	賞与引当金		569
関係会社短期貸付金		100	工事補償引当金		826
その他の貸倒引当金		918	受注工事損失引当金		154
固定資産		△12	その他の負債		552
有形固定資産		13,765	固定負債		5,937
建物		2,233	長期借入金		1,700
構築物		353	P C B 処理引当金		2
機械及び設備		595	役員報酬 B I P 信託引当金		48
車両及び運搬具		7	退職給付引当金		4,045
工具及び器具備品		170	資産除去債務		120
土地		1,426	その他の負債		20
リース資産		6	負債合計		19,976
建設仮勘定		76	(純資産の部)		
無形固定資産		202	株主資本		17,535
技術使用権その他		202	資本金		3,956
投資その他の資産		8,693	資本剰余金		4,202
投資有価証券		7,035	資本準備金		4,202
関係会社株式		357	利益剰余金		9,966
関係会社出資金		159	利益準備金		840
長期貸付金		10	その他の利益剰余金		9,126
関係会社長期貸付金		17	研究開発基金		500
繰延税金資産		999	別途積立金		2,049
その他の貸倒引当金		177	繰越利益剰余金		6,576
資産合計		40,059	自己株式		△591
			評価・換算差額等		2,546
			その他の有価証券評価差額金		2,554
			繰延ヘッジ損益		△7
			純資産合計		20,082
			負債及び純資産合計		40,059

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

科 目	金 額	
売 上 高	百万円	百万円
売 上 原 価		31,928
売 上 総 利 益		26,740
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,188
営 業 利 益		4,079
営 業 外 収 益		1,108
受 取 利 息 及 び 配 当 金	507	555
雑 収 益	47	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40	
雑 損 失	169	209
経 常 利 益		1,455
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	265	265
税 引 前 当 期 純 利 益		1,720
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	348	459
法 人 税 等 調 整 額	111	
当 期 純 利 益		1,261

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

三菱化工機株式会社
監査等委員会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱化工機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

三菱化工機株式会社
監査等委員会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 光 完 治 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 川 幸 康 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱化工機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

三菱化工機株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	山 内 暁	①
監査等委員（常勤）	山 口 和 也	①
監査等委員	舩 山 卓 三	①
監査等委員	吉 川 知 宏	①

（注）監査等委員山内 暁、舩山卓三及び吉川知宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主各位に対する利益還元を最重要政策としており、そのために長期にわたる安定的な経営基盤と内部留保の充実をはかりつつ、成果の配分を行うことを配当政策の基本としております。

当期の期末配当は、当期の業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、前期に比べ1株につき10円増配し、60円とさせていただきますと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は461,113,020円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、藤原久幸氏は、2020年 3 月31日をもって取締役を辞任により退任されました。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会からは、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	た か ぎ と し か い 高 木 紀 一 (1954年 2 月25日生)	1980年 4 月 当社入社 2010年 7 月 MKK Asia Co., Ltd. 代表取締役社長 2013年 4 月 当社執行役員プラント事業本部技術統括兼プラントプロジェクト部長 2014年 1 月 当社執行役員プラント事業本部長 2014年 6 月 当社取締役プラント事業本部長 2015年 4 月 当社取締役社長（プラント事業本部担当） 2019年 4 月 当社取締役社長（現在に至る）	3,300株
	【取締役候補者とした理由】 高木紀一氏は、プラント事業の技術部門に長く携わり、海外子会社の社長を経て、2013年 4 月から執行役員、2014 年 6 月から取締役、2015年 4 月から取締役社長を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	なかむらまさお 中村正男 (1955年 1 月 14日生)	1975年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社産業機械営業部長 2015年 4 月 当社執行役員機械事業本部長 2016年 6 月 当社取締役機械事業本部長 2018年 4 月 当社取締役機械事業本部長兼営業戦略統括室副統括室長 2019年 4 月 当社取締役機械事業本部担当（現在に至る）	1,600株
	【取締役候補者とした理由】 中村正男氏は、主に単体機械事業の営業部門に長く携わり、2015年 4 月から執行役員、2016年 6 月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
3	たなかとしかず 田中利一 (1959年 4 月 15日生)	1985年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社事務部長 2012年 4 月 当社総務部長 2015年 4 月 当社執行役員管理本部長兼総務人事部長 2016年 4 月 当社執行役員管理本部長 2016年 6 月 当社取締役管理本部長 2019年 4 月 当社取締役管理本部長兼企画本部担当兼営業戦略統括センター長 2019年 6 月 当社取締役管理本部担当兼企画本部担当兼営業戦略統括センター長 2020年 4 月 当社取締役管理本部担当兼企画本部担当（現在に至る）	1,900株
	【取締役候補者とした理由】 田中利一氏は、主に総務部門に長く携わり、2015年 4 月から執行役員、2016年 6 月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	か とう ゆたか 加 藤 豊 (1950年 3 月18日生)	1973年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社国内プラント営業部長 2011年 4 月 当社営業本部副本部長兼国内プラント営業部長 2012年 4 月 当社事業企画室長 2013年 4 月 当社執行役員新事業本部長 2015年 4 月 当社執行役員社長付 2015年 6 月 当社常勤監査役 2016年 6 月 当社取締役 監査等委員（常勤） 2019年 6 月 当社取締役プラント事業本部長兼水素・エネルギープロジェクトセンター担当 2020年 1 月 当社取締役プラント事業本部長兼プロジェクトコントロール室長兼水素・エネルギープロジェクトセンター担当（現在に至る）	1,500株
	【取締役候補者とした理由】 加藤 豊氏は、主にプラント事業及び新事業部門に長く携わり、2013年 4 月から執行役員を務める等当社グループの事業についての豊富な経験を有しており、2015年 6 月から常勤監査役、2016年 6 月から監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である取締役を歴任し、2019年 6 月から取締役を務めております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	い く ま と し ゆ き 井 熊 敏 行 (1953年12月 9 日生)	1976年 4 月 当社入社	2,200株
		2003年 5 月 当社環境技術部長	
		2004年 2 月 当社環境システム技術部長	
		2005年 4 月 当社環境システム営業部長	
		2010年 4 月 当社技術本部副本部長兼環境技術部長	
		2011年 4 月 当社営業本部副本部長	
		2013年 4 月 当社技師長	
		2015年 4 月 当社執行役員環境事業本部長	
		2018年 4 月 当社執行役員環境事業本部長兼営業戦略統括室副統括室長	
		2019年 4 月 当社執行役員環境事業本部長	
2019年 6 月 当社取締役環境事業本部担当（現在に至る）			
【取締役候補者とした理由】 井熊敏行氏は、主に環境事業部門に長く携わり、2015年 4 月から執行役員、2019年 6 月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。			
6	かん き ひろし 神 吉 博 (1946年 2 月 5 日生)	1970年 4 月 三菱重工業（株）入社	0株
		1977年 2 月 大阪大学工学博士	
		1995年 6 月 三菱重工業（株）退職	
		1995年 7 月 神戸大学工学部機械工学科教授	
		2007年 4 月 神戸大学大学院工学研究科教授	
		2009年 3 月 神戸大学定年退職	
		2009年 3 月 同大学名誉教授（現在に至る）	
		2009年 4 月 （株）ジャイロダイナミクス取締役副社長 （2013年12月まで）	
		2014年 4 月 カンキロータダイナミクスラボ代表（現在に至る）	
		2019年 6 月 当社取締役（現在に至る）	
【社外取締役候補者とした理由】 神吉 博氏は、三菱重工業株式会社において研究開発業務に長年従事された後、神戸大学教授として研究・指導に従事され、特に回転機械振動に関する高度な専門知識を有しており、また、ベンチャー企業の経営にも関与されておりました。以上の豊富な知識・経験に基づき、当社の経営に関する助言・監督等を行っております。今後も、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断いたしました。			

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	くすのき 楠 まさ 正 あき 顕 (1961年 1 月 15 日生)	1985年 4 月 三菱重工業（株）入社 2013年 4 月 同社エンジニアリング本部環境・化学プロジェクト総括部機鉄大型プロジェクト室長 2013年10月 同社エネルギー・環境ドメイン化学プラント・社会インフラ事業部社会インフラプロジェクト室長 2014年 4 月 同社交通・輸送ドメイン交通システム事業部副事業部長 2016年 4 月 同社エンジニアリング本部プロジェクト総括部副総括部長 2018年 1 月 三菱重工エンジニアリング（株）執行役員 2019年 4 月 三菱重工業（株）執行役員インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長兼三菱重工エンジニアリング（株）常務執行役員 2020年 1 月 三菱重工業（株）執行役員インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長 2020年 4 月 同社執行役員プラント・インフラドメイン副ドメイン長（現在に至る）	0株
【社外取締役候補者とした理由】 楠 正顕氏は、三菱重工業株式会社の執行役員プラント・インフラドメイン副ドメイン長であり、その豊富な知識・経験に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神吉 博氏及び楠 正顕氏は社外取締役候補者であります。
3. 神吉 博氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、神吉 博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合にはこれを継続する予定であります。また、当社は、本議案において楠 正顕氏の選任が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、神吉 博氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。また、楠 正顕氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

当社の監査等委員である取締役 船山卓三、吉川知宏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	ふなやまたくぞう 船山卓三 (1949年 4 月15日生)	1974年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1984年 8 月 公認会計士登録 2002年 5 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー） 2010年 6 月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー退任 2010年 7 月 船山公認会計士事務所開業（現在に至る） 2011年 6 月 税理士登録 2013年 5 月 ソーラー発電ネットワーク（株）設立 同社代表取締役（現在に至る） 2015年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 当社取締役 監査等委員（現在に至る）	500株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 船山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わっており、2015年 6 月には当社社外監査役に就任し、2016年 6 月には監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である社外取締役に就任し、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいております。上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	きつかわともひろ 吉川知宏 (1965年10月 5 日生)	1993年 4 月 弁護士登録 北・木村法律事務所入所 1998年 4 月 吉川法律事務所開設 (現在に至る) 2015年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 当社取締役 監査等委員 (現在に至る)	500株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 吉川知宏氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、2015年 6 月には当社社外監査役に就任し、2016年 6 月には監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である社外取締役に就任し、法律知識に基づいた豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいております。上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 舩山卓三氏及び吉川知宏氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 舩山卓三氏及び吉川知宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって 4 年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員 (社外監査役) であったことがあります。
4. 当社は、舩山卓三氏及び吉川知宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合にはこれを継続する予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役各氏との間で、会社法第423条第 1 項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は舩山卓三及び吉川知宏の各氏との間で上記契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

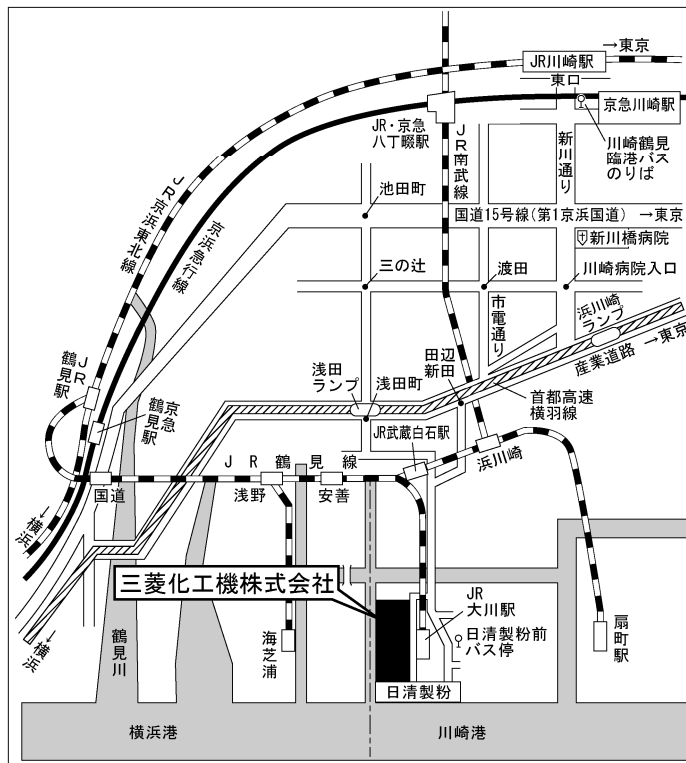
〒210-8560 川崎市川崎区大川町 2 番 1 号

当社会議室(本館 2 階)

電話 044-333-5354

交通機関

- バスをご利用の場合 川崎鶴見臨港バス 日清製粉前 下車 徒歩 3 分
JR川崎駅東口 バス停10番のりばより「日清製粉」行をご利用下さい。
なお、バスのりばは、川崎駅前南交差点の京浜急行線高架下となっておりますのでご注意ください。
- 電車をご利用の場合 最寄駅 JR鶴見線 武蔵白石駅 下車 徒歩15分
なお、JR大川駅発着の電車は、朝夕のみにつき、ご利用にはなれませんのでご注意ください。



※首都高速横羽線の浜川崎ランプは、東京方面よりの出口専用ランプ、浅田ランプは、横浜方面よりの出口専用ランプです。